

障害基礎年金の基本年金額（法第33条）

法第33条（障害基礎年金の年金額）

障害等級2級	780,900円×改定率（※） （100円未満の端数を四捨五入）
障害等級1級	2級の障害基礎年金の額を1.25倍した額（※）

（※実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）



【障害基礎年金の基本年金額】

次は、障害基礎年金の年金額を見てみましょう。

障害基礎年金の年金額は、法第33条に規定されています。障害基礎年金の基本年金額は、保険料納付済期間の月数や保険料免除期間の月数にかかわらず定額で、障害等級が2級の場合は、780,900円に改定率を乗じて得た額の100円未満を四捨五入した額です。また、障害等級が1級の場合は、2級の障害基礎年金の額を1.25倍した額となります。（実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

障害基礎年金の子の加算額（法第33条の2第1項）

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している子がある場合は、子の人数に応じて、加算が行われる。

子の加算額	2人目までの子 → 1人につき 224,700円×改定率（※）
	3人目以降の子 → 1人につき 74,900円×改定率（※）

（※実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

加算の対象となる子	受給権者によって生計を維持している「18歳到達年度の末日までにある子」 受給権者によって生計を維持している「20歳未満で障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子」
-----------	---



【障害基礎年金の子の加算額】

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している子がある場合は、先ほど説明をした法第33条の障害基礎年金の額に、子の人数に応じて、加算が行われます。

子の加算額は、2人目までの子は、1人につき224,700円に改定率を乗じて得た額、3人目以降の子は、1人につき74,900円に改定率を乗じて得た額です。

加算の対象となる子は、受給権者によって生計を維持している「18歳到達年度の末日までにある子」および「20歳未満で障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子」です。（現に婚姻

していない者に限る。）

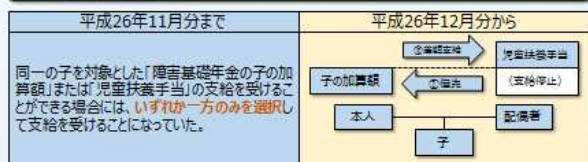
「受給権者によって生計を維持している子」とは、「障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者で、年収が850万円未満の者、あるいは、年間所得が655万5千円未満の者」のことですが、この生計維持・生計同一関係の認定基準の詳細については、生計維持の基礎編講義で説明します。

なお、障害基礎年金の額に、配偶者の加算は行われません。（実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

児童扶養手当法の児童扶養手当との関係

児童扶養手当法が改正され、平成26年12月から、公的年金等（※）の支給を受けていたとしても、公的年金等の額が児童扶養手当の額より低い場合には、その差額分の児童扶養手当の支給を受けることが可能となった。

（※）公的年金等とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、障害年金、遺族年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金や労働基準法による遺族補償などが該当する。



【児童扶養手当法の児童扶養手当との関係】

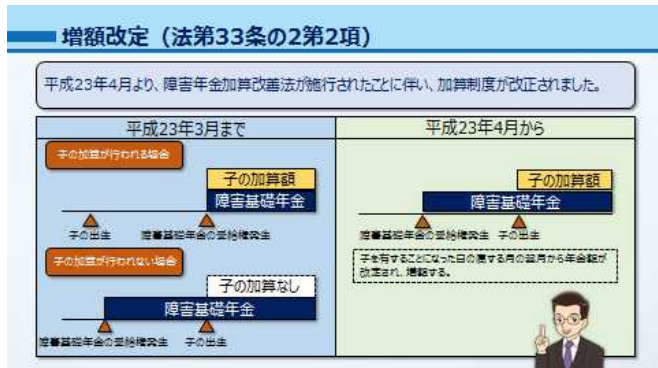
ここで、児童扶養手当法の改正に伴う、障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当の受給方法について説明をします。

児童扶養手当法が改正され、平成26年12月から、公的年金等の支給を受けていたとしても、公的年金等の額が児童扶養手当の額より低い場合には、その差額分の児童扶養手当の支給を受けることができました。ここでの「公的年金等」とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、障害年金、遺族年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金や労働基準法による遺族補償などが該当します。

これまで、同一の子を対象とした障害基礎年金の子の加算額、または児童扶養手当の支給を受けることができる場合には、いずれか一方のみを選択して支給を受けることになっていましたが、今回の改正に伴い、まず、障害基礎年金の子の加算額の支給を受けたうえで、子の加算額が児童扶養手当の額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当の支給を受けることになりました。

このため、障害基礎年金の子の加算額の支給を受

けず、児童扶養手当の支給を受けている者は、障害基礎年金の子の加算額の支給を受けるための手続きと児童扶養手当の手当額の変更手続きが必要となります。



【増額改定】

ここからは、障害基礎年金の年金額の改定について見てみましょう。最初は、増額改定です。

平成23年4月より、障害年金加算改善法が施行されたことに伴い、加算制度が改正されました。

平成23年3月以前は、障害基礎年金の受給権が発生した時点で、生計を維持している子がある場合に子の加算が行われていました。

この取扱いが改められ、平成23年4月以後は、障害基礎年金の受給権が発生した後に、子の出生等により、受給権者によって生計を維持している子を有することになった場合でも、届出により、子の加算が行われることになりました。この場合、障害基礎年金の額は、子を有することになった日の属する月の翌月から改定され、年金額が増額します。

なお、平成23年3月以前に、生計を維持している子がある場合は、平成23年3月31日において、受給権者と子との間に生計維持関係があれば、その子は、平成23年4月から加算の対象となります。

減額改定（法第33条の2第3項）

子が死亡するなど、加算の対象となる子が、減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、その該当した日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が改定され、年金額が減額する。

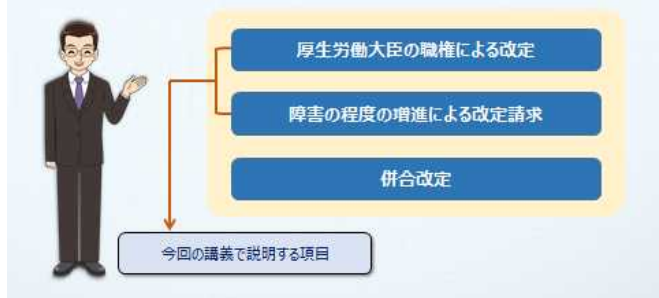
減額改定の事由	
1	死亡したとき
2	受給権者による生計維持の状態がやんだとき
3	婚姻をしたとき
4	受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
5	離縁によって受給権者の子でなくなったとき
6	18歳到達年度の末日が終了したとき（障害等級2級以上の障害の状態に該当する子を除く）
7	18歳到達年度の末日が終了した後、障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が障害の状態に該当しなくなったとき
8	障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が20歳に達したとき

【減額改定】

子が死亡するなど、加算の対象となる子が、減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、その該当した日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が改定され、年金額が減額します。

減額改定の事由は、全部で8つあります。1つ目は、「死亡したとき」です。2つ目は、「受給権者による生計維持の状態がやんだとき」です。3つ目は、「婚姻をしたとき」です。4つ目は、「受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき」です。5つ目は、「離縁によって受給権者の子でなくなったとき」です。6つ目は、「18歳到達年度の末日が終了したとき」です。ただし、障害等級2級以上の障害の状態に該当する子を除きます。7つ目は、「18歳到達年度の末日が終了した後、障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が、障害の状態に該当しなくなったとき」です。8つ目は、「障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が20歳に達したとき」です。

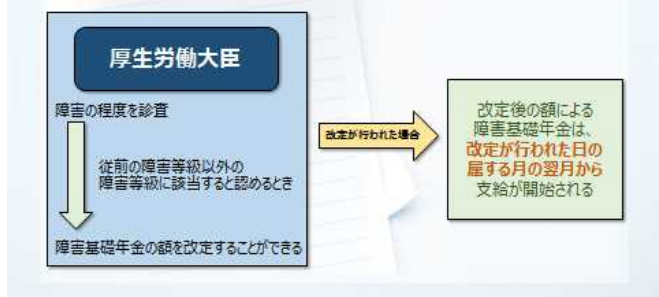
障害の程度が変わった場合の年金額の改定



【障害の程度が変わった場合の年金額の改定】

障害基礎年金は、加算の対象となる子の増減のほか、受給権者の障害の程度が軽減、または増進したことにより障害等級が変更した場合に年金額が改定されます。障害の程度が変わった場合の年金額の改定には、「厚生労働大臣の職権による改定」、「障害の程度の増進による改定請求」および「併合改定」の3つがあります。「併合改定」については、前回の障害基礎年金の基礎編講義で説明をしましたので、「厚生労働大臣の職権による改定」と「障害の程度の増進による改定請求」を順番に見ていきましょう。

厚生労働大臣の職権による改定（法第34条第1項）



【厚生労働大臣の職権による改定】

厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができます。

また、改定が行われた場合、改定後の額による障害基礎年金は、改定が行われた日の属する月の翌月から支給が開始されます。

障害の程度の増進による改定請求（法第34条第2項、第3項）



【障害の程度の増進による改定請求】

障害基礎年金の受給権者は、障害の程度が増進した場合には、障害基礎年金の額の改定を請求することができます。この改定請求は、1年間の待期期間が設けられており、「障害基礎年金の受給権を取得した日」または「厚生労働大臣の診査を受けた日」から起算して、1年を経過した日後でなければ行うことができないことになっています。

ただし、平成26年4月から、待期期間の要件が一部緩和され、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、1年間の待期期間を要しないで、年金額の改定請求を行うことができるようになりました。

どのような場合に、1年間の待期期間を必要とせず、年金額の改定請求を行えるのか、具体的な事例は、国民年金法施行規則第33条の2の2第1項に規定されており、「両眼の視力の和が0.04以下のもの」、「両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの」など8つの事由が掲げられています。

確認問題

問題 1

障害の程度が障害等級の1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の150」に相当する額である。

解答

✖ (注第33条第2項)

障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の125」に相当する額とされています。

問題 2

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している一定の要件に該当する子があるときは、子の数が何人であっても、1人につき同額の加算額が加算される。

解答

✖ (注第33条の2第1項)

障害基礎年金の子の加算額は、子の数により異なります（2人目まで1人につき224,700円×改定率。3人目以降1人につき74,900円×改定率）。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

障害の程度が障害等級の1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の150」に相当する額である。

正解はバツです。

障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の125」に相当する額とされています。

問題2です。

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している一定の要件に該当する子があるときは、子の数が何人であっても、1人につき同額の加算額が加算される。

正解はバツです。

障害基礎年金の子の加算額は、子の数により異なります(2人目まで1人につき224,700円×改定率、3人目以降1人につき74,900円×改定率)。



【支給停止】

次は、障害基礎年金の支給停止を見てみましょう。

障害基礎年金の支給停止は、法第36条に規定されています。

障害基礎年金の支給停止事由は、2つあります。

1つ目は、「受給権者が障害基礎年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による障害補償を受けることができるとき」です。この場合、障害基礎年金は、6年間、支給停止となります。

2つ目は、「受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったとき」です。すなわち、障害の程度が2級よりも軽くなった場合は、その障害等級に該当しない間、障害基礎年金の支給が停止されます。ただし、支給停止後に、障害の状態が悪化して、再度、障害等級の2級以上に該当した場合には、支給停止が解除され、障害の程度に応じた障害基礎年金が支給されます。

また、障害の程度が2級よりも軽くなり、障害基礎年金の支給が停止されている間に、新たに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生し、その障害の障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が障害等級の2級以上に該当する場合は、障害基礎年金の支給停止が解除されます。なお、この場合も、その他障害にかかる傷病の初診日に法第30条第1項の初診日要件、その前日に保険料納付要件をそれぞれ満たしていることが必要です。

このほか、20歳前傷病による障害基礎年金は、先ほどの2つ以外にも支給停止事由が設けられています。

では、続いて、20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止を見てみましょう。

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止①（法第36条の2、第36条の3）

- 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止事由**
- 1 恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けることができるとき
 - 2 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき
 - 3 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき
 - 4 日本国内に住所を有しないとき
 - 5 受給権者の前年の所得が政令で定める限度額を超えるとき

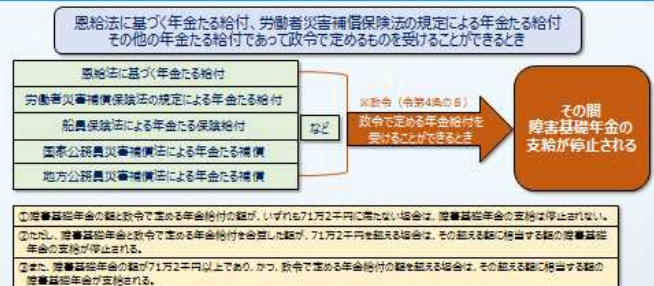


【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止①】

20歳前傷病による障害基礎年金は、国民年金に加入する前の保険料を納付していない期間の傷病による障害について給付を行うことから、他の障害基礎年金とは異なる支給停止事由が設けられています。

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止事由は、大きく分類すると5つあります。1つ目は、「恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けることができるとき」です。2つ目は、「刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき」です。3つ目は、「少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき」です。4つ目は、「日本国内に住所を有しないとき」です。5つ目は、「受給権者の前年の所得が政令で定める限度額を超えるとき」です。

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止②（法第36条の2、第36条の3）



【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止②】

それでは、支給停止事由を詳しく見ていきましょう。

まず、1つ目の「恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けることができるとき」です。具体的には、恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定

による年金たる給付、船員保険法による年金たる保険給付、国家公務員災害補償法による年金たる補償、地方公務員災害補償法による年金たる補償など政令（国民年金法施行令第4条の8）で定める年金給付を受けることができるときは、その間、障害基礎年金の支給が停止されます。

ただし、政令で定める年金給付が、その全額につき支給を停止されているときは、その支給停止の理由が、労働基準法の規定による障害補償または遺族補償が行われることによるものであるときを除き、障害基礎年金の支給は停止されません。また、政令で定める年金給付が、恩給法による増加恩給、公務扶助料などの給付であって、障害または死亡を事由として支給される一定のものは、障害基礎年金の支給は停止されません。ここで、補足をしますと、障害基礎年金の額と政令で定める年金給付の額が、いずれも71万2千円に満たない場合は、障害基礎年金の支給は停止されません。ただし、これらの額を合算した額が、71万2千円を超える場合は、その超える額に相当する額の障害基礎年金の支給が停止されます。

また、障害基礎年金の額が71万2千円以上であり、かつ、政令で定める年金給付の額を超える場合は、その超える額に相当する額の障害基礎年金が支給されます。現状、障害基礎年金の額は、71万2千円以上であることから、政令で定める年金給付の額が障害基礎年金の額を下回る場合には、その差額分だけ障害基礎年金が支給されることになります。

き」です。

この2つの支給停止事由については、詳細な事由が、国民年金法施行規則第34条の4に規定されています。

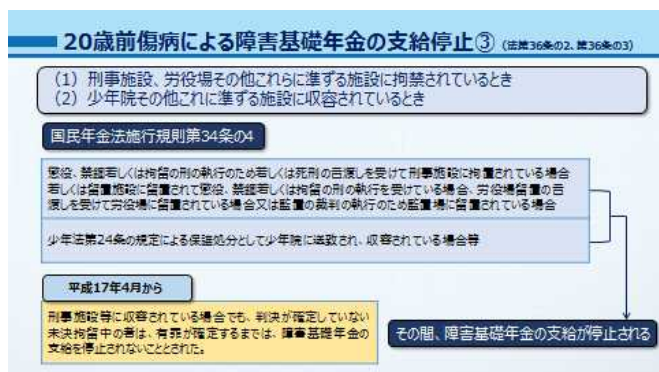
具体的には、「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合」に、その間、障害基礎年金の支給が停止されます。

ただし、平成17年4月から、刑事施設等に収容されている場合でも、判決が確定していない未決勾留中の者は、有罪が確定するまでは、障害基礎年金の支給は停止されないことになりました。



【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止④】

次は、4つ目の「日本国内に住所を有しないとき」です。日本国内に住所を有しない間は、障害基礎年金の支給が停止されます。



【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止③】

次は、2つ目の「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき」と3つ目の「少年院その他これに準ずる施設に収容されていると

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止⑤（法第36条の2、第36条の3）

受給権者の前年の所得が
政令で定める限度額を超えるとき

その年の8月から翌年の7月まで、全額または
2分の1（子の加算額がある場合は、その額を控
除した額の2分の1）が支給停止される

扶養親族の人数等	平成26年度の所得限度額	
	全額 支給停止	2分の1 支給停止
単身世帯（扶養親族なし）	4,621,000円	3,604,000円
① 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 または19歳以上23歳未満の特定扶養親族（1人につき）	630,000円 加算	
② 70歳以上の老人控除対象配偶者 または70歳以上の老人扶養親族（1人につき）	480,000円 加算	
③ ①と②以外の扶養親族（1人につき）	380,000円 加算	

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財または政令（令第6条の3）で定める財産の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の7月まで、上記の所得限度額による支給停止が解除される。（法第36条の4第1項）

【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止⑤】

最後に、5つ目の「受給権者の前年の所得が政令で定める限度額を超えるとき」です。

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者本人の前年の所得が政令で定める一定の額を超える場合に、その年の8月から翌年の7月まで、その全額、または2分の1が支給停止されます。

平成26年度の限度額は、「全額が支給停止される場合の所得限度額が4,621,000円」、「2分の1が支給停止される場合の所得限度額が3,604,000円」です。単身世帯の場合については、受給権者の前年の所得が、「3,604,000円を超え4,621,000円以下の場合、その年の8月から翌年の7月まで、2分の1が支給停止」され、「4,621,000円を超える場合は、その年の8月から翌年の7月まで、全額が支給停止」されます。

この額は、扶養親族がいない者の限度額です。受給権者に所得税法で定める、「①16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族、または19歳以上23歳未満の特定扶養親族」がいるときは、1人につき63万円が加算され、「②70歳以上の老人控除対象配偶者、または70歳以上の老人扶養親族」がいるときは、1人につき48万円が加算され、「①と②以外の扶養親族等」がいるときは、1人につき38万円が加算されます。この場合の「所得」は、地方税法の所得の計算に準じて計算することになっており、収入金額からその収入を得るのに必要な経費などを差し引いた額となります。

ただし、この所得制限には、特例が設けられており、震災、風水害、火災などによる災害が原因で、住宅、家財、または政令（国民年金法施行令第6条の3）で定める財産の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害

を受けた月から翌年の7月まで、障害基礎年金の支給停止が解除されます。

なお、障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金は、20歳前傷病による障害基礎年金と同様の事由で支給が停止されるほか、旧被用者年金制度の年金給付の支給を受けることができるときも支給が停止されます。

失権（法第35条）

障害基礎年金の受給権は、受給権者が4つある失権事由のいずれかに該当したときに消滅する

- 1 死亡したとき
- 2 法第31条第2項の併合認定の規定より、受給権者が前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したとき（従前の障害基礎年金の受給権が消滅する）
- 3 厚生年金保険法第47条第2項に規定される障害等級の3級以上に該当しない受給権者が65歳に達したとき（ただし、障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過していないときを除く）
- 4 障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過したとき（ただし、3年を経過した日に受給権者が65歳未満であるときを除く）



【失権】

次は、失権を見てみましょう。

障害基礎年金の失権は、法第35条に規定されています。障害基礎年金の受給権は、受給権者が4つある失権事由のいずれかに該当したときに消滅します。

1つ目は、「死亡したとき」です。

2つ目は、「法第31条第2項の併合認定の規定により、受給権者が前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したとき」です。

3つ目は、「厚生年金保険法第47条第2項に規定される障害等級の3級以上に該当しない受給権者が65歳に達したとき」です。ただし、障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過していないときを除きます。

4つ目は、「障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過したとき」です。ただし、3年を経過した日に受給権者が65歳未満であるときを除きます。

つまり、3つ目と4つ目の関係を整理すると、「65歳に達したときに、障害等級の3級以上に該当しないまま3年以上経過していれば、65歳に達したときに、障害基礎年金の受給権が消滅します。また、「障害等級の3級以上に該当しなくなった日から、障害等級の3級以上に該当しないまま65歳に達するまでの期間が3年未満であれば、障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して3年を経過したとき」に、障害基礎年金の受給権が消滅します。

確認問題

問題1

障害基礎年金の受給権者が、労働基準法の規定による障害補償を受けるときに、障害基礎年金が支給停止される期間として正しいものを次の中から選びなさい。

ア・・・1年間 イ・・・3年間 ウ・・・6年間

解答

（法第36条第1項）

6年間支給停止されます。

問題2

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その期間、その支給が停止される。

解答

（法第36条の2第1項第4号）

問題1です。

障害基礎年金の受給権者が、労働基準法の規定による障害補償を受けるときに、障害基礎年金が支給停止される期間として正しいものを次の中から選びなさい。

ア・・・1年間 イ・・・3年間 ウ・・・6年間

正解はウです。

6年間支給停止されます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題2です。

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その期間、その支給が停止される。

正解はマルです。